

## 高松地方裁判所委員会（第18回）議事概要

### 1 日 時

平成21年6月25日（木）午前10時～午後零時

### 2 場 所

高松高等裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）菊池則明，木原光治，木村斉，佐藤武彦，玉置俊二，堀井茂，宮脇初恵，山下隆資（五十音順，敬称略）

（事務担当者）坂本事務局長，松井総務課長，藤本総務課課長補佐

（オブザーバー）松本民事首席書記官，川崎刑事首席書記官

### 4 議 事（■委員長，○委員，●説明者）

#### (1) マスコミにおける事件報道についての説明

裁判員制度導入により，マスコミにおける事件報道の見直しが行われている状況について，新聞社の関係者である木原委員から，その経緯や現状を，マスコミ各社の事件報道ガイドラインの作成や，最近の新聞見出し等の資料に基づき説明していただいた。

#### (2) 意見交換

■ 本日の委員会では，よりよい裁判員裁判が行われるために，マスコミにおける事件報道はどうあるべきか等について，木原委員から説明を受けて意見交換をしたい。

○ マスコミが裁判員制度を意識して従来の事件報道を改め，犯罪者と決めつけたり，主観的な報道を避け，現在は，見出し等に最大限の努力を払って，客観的に報道している点は評価する。しかし，結局は受取手側の問題であり，同じ事件報道でも，有罪の心証を持つ人と，報道が全部信用できるものではないと疑ってかかる人がいる。そこで，裁判官には，裁判員に対して報道からではなく，法廷で取り調べた証拠のみで判断するようフォローしてもらい，良い裁判員裁判への道筋をつけてもらいたい。

○ 新聞社側としては，「読ませる，見せる，売る」ために事件報道が必要になると思うが，この点から考えると，記事内容等の見直しは大丈夫なのか。

● まず，報道には，出所を明示することが必要で，一方的にならず，バランスの取れた取材データに併せて，筆力のあるライターに客観的な記事を書かせることが大切になる。新聞には公共的使命があり，ワイドショーや週刊誌とは異なる。

○ 県内の一般家庭では，多くが，地元紙一紙しか取っていないと思われる。そのような場合には，一紙の情報しか知り得ないのだから，その記事内容のバランスが大変重要である。

● 同じ事件報道でも，数紙を並べて読んでみると，その違いに驚く。確かに，記事内容のバランスが必要だと感じている。

○ 新聞を読む人の中には，記事の全部を読まずに，見出しや写真だけ見てイメージを持って判断する人もいる。裁判員の中には，法廷でのやり取りを見て，事件報道で得たイメージとの違いにジレンマとかギャップを感じる人がいるのではないか。自分が裁判員候補者で裁判に呼ばれたとしたら，該当するであろう事件について，新聞や雑誌で情報を収集して裁判に臨むと思う。

● 私は，仕事柄，法の趣旨も知っているから，情報ゼロの気持ちで裁判に臨もうとするが，

多くの方は責任感を感じて事件の情報収集をしてから臨むのではないかという気がする。

- 裁判員が、事件報道で抱いたイメージと法廷で実際見たり聞いたりした被告人の供述や証拠とを区別して裁判に臨むことは実際に困難なことでしょうか。
- 建前は「区別する」だが、実際には難しいのではないか。
- 裁判員制度の開始に当たり、最高裁判所担当官がマスコミの事件報道について予断排除の必要性等について懸念を示したことは、マスコミ自身が自浄努力をしなければならないと思うきっかけとなった。
- マスコミの事件報道が変わってきていることはよく分かる。事件報道による予断や知識が全くない状態で裁判が行われることが、裁判員や証人にとっても一番良いことではあるが、そうはいかない。
- 弁護士は、容疑者等とは秘密接見交通なので、その際のやり取りは原則として口外しない。公表する際には、容疑者等にその旨告げている。事件報道に当たっては、捜査側が発表する犯罪情報と人権保障の対等な報道を望む。
- マスコミ側としては、予断排除の重要性を認識しながら、今後の報道に当たっていきたい。
- マスコミの努力により、事件報道は理想とするところに近づいてきているように思う。状況によっては、法曹倫理として捜査機関を含めた情報の出し方を再検討することも、公平な裁判のためには必要になるのかもしれない。裁判官としては、裁判員が事件について事前勉強をして臨むであろうという発言はショックであった。裁判員が、公判廷に提出された証拠のみに基づいて公平な判断ができるようサポートしていきたい。

## 5 次回予定

平成21年12月3日（木）午前10時から2時間程度

（場 所）高松高等裁判所大会議室（6階）

（テーマ）「市民から見た裁判所について」